

# 5. 薬 事

地方分権の推進を図るため、平成9年度に医薬品一般販売業等に係る許可・監視指導等の事務、平成12年度に毒物劇物販売業の登録・監視指導の事務が東京都から特別区へ移管された。

また、平成17年4月から特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により薬局等を含む11業務が事務移譲された。第2次地方分権一括法により、毒物劇物業務上取扱者の届出・監視指導の事務（平成24年4月から移管）及び薬局等の許可・監視指導の事務（平成25年4月から移管）が法移管となった。現在、条例による事務移譲は、薬局における麻薬小売業者免許など5業務となっている。

なお、平成26年6月の薬事法改正により、一般用医薬品の特定販売（インターネット等による販売）が認められた。また、同年11月の薬事法改正により題名が薬事法から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に、管理医療機器販売業及び貸貸業が管理医療機器販売業及び貸与業に変更となっている。

さらに、平成27年4月から高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可・監視指導の事務が東京都から特別区へ移管された。

## [1] 薬局等

医薬品医療機器等法等の関係法令に基づき、薬局等に対する許可、届出の受理、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため立入検査、収去検査を実施し、構造設備、品質管理等について監視指導を行なっている。また、これらに対する苦情処理及び相談に応じている。

なお、平成21年6月施行の法改正により、平成24年5月までに一般販売業及び薬種商販売業は店舗販売業に移行し、また、特例販売業も卸売販売業（東京都の事務）に移行するなどしたため、これらの業態はなくなった。

### (1) 施設数及び監視件数等

(単位：件)

区分		新規	更新	廃止	施設数	監視件数	違反件数	
年度								
	27	186	62	202	2,444	764	17	
	28	143	112	143	1,817	459	38	
	29	164	78	152	1,784	451	48	
	30	132	63	119	1,810	396	52	
	元	129	40	131	1,797	370	49	
薬局	薬局	16	12	18	168	77	6	
	薬局製剤	製造販売業	1	1	1	19	5	0
		製造業	1	1	1	19	5	0
	店舗販売業	12	8	8	107	39	8	
	高度管理医療機器等販売業、貸与業、販売貸与業	14	18	26	264	131	21	
	管理医療機器販売業、貸与業、販売貸与業	42		31	1,093	73	12	
	麻薬小売業者	43		46	127	40	2	

(注) 平成28年度から、高度管理医療機器及び管理医療機器においては、販売業のみ、貸与業のみ、販売貸与業（販売業及び貸与業）の3業態をそれぞれ1件と計上する。

(2) 医薬品等の収去状況

収 去 品 目	品 目 数	試 験 結 果
医 薬 品	2	適
医 薬 部 外 品	1	適
化 粧 品	1	適
医 療 機 器	1	適

(3) 薬事講習会等の開催

令和元年度は近隣8区合同で薬局を対象に薬事講習会を開催し、豊島区からは39名が参加した。また、店舗販売業者105軒に対し、テキストを配布した。

(4) インターネットによる医薬品販売の監視

平成26年6月12日から一般用医薬品の特定販売（インターネット販売）が認められたことを受け、インターネット販売用ホームページに必要事項が掲載されているかについての監視を156件実施した。

(5) 危険ドラッグ販売店の状況

平成26年6月24日に池袋で発生した危険ドラッグを使用した者による死傷事故を受け、東京都等が実施する危険ドラッグ販売店（把握していた10店舗）への立入調査に同行した。平成27年1月までに7回（延べ33店舗）の状況確認を実施し、同月末に実販売店は0軒となった。

令和2年3月31日現在、新たな危険ドラッグ販売店（実販店）は把握されていない。

## [2] 毒物劇物販売業等

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業等の登録及び諸届出の受理、並びに立入検査を行わない貯蔵設備、取扱責任者の管理状況、譲渡手続等について監視指導を行なっている。

□施設数及び監視件数等

(単位：件)

年度		区分	新 規	更 新	廃 止	施 設 数	監 視 件 数	違 反 件 数
		27	4	27	6	238	45	4
28	3	27	14	226	43	10		
29	6	18	9	223	46	8		
30	9	21	9	223	39	7		
元		7	7	8	222	28	1	
毒物劇物販売業	一般販売業	7	7	8	125	25	0	
	農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0	
	特定品目販売業	0	0	0	1	0	0	
毒物劇物業務上取扱者		0		0	96	3	1	

### [3] 薬事苦情相談件数

□件数

(単位：件)

年 度	区 分	薬局	店舗販売業	高度管理医療 機器等販売業 ・貸与業	毒物劇物 販売業等
27		2	0	0	0
28		8	1	0	0
29		6	0	0	0
30		4	1	0	0
元		12	3	2	0

### [4] 家庭用品の安全確保

都区制度改革により、平成12年度から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に係る事務が東京都から特別区へ移管された。

家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象である繊維製品、一般家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有量を検査し、規制している。

令和元年度は、43品目（繊維製品30品目、一般家庭用品13品目）を試買し、試験検査を実施した。

□試買と検査結果

(単位：件)

規 制 対 象	試 買 品 目	検 査 項 目	検 査 数	違 反 数
繊 維 製 品	下着、中衣、よだれ かけ、靴下、外衣、 寝具、寝衣、帽子	ホルムアルデヒド	30	0
一 般 家 庭 用 品	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル、メタノール トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	6	0
	家庭用接着剤・家庭 用塗料・家庭用ワッ クス	有機水銀 トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	5	0
	住宅用洗浄剤	塩化水素、硫酸 落下・漏水等容器試験	1	0
	家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 落下・漏水等容器試験	1	0